

広島県告示第五百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
倉橋保育所地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
呉市		倉橋町				先宮ノ浦 川東中		一九二番		標柱一号	
						宮之浦		二〇〇五五番一		標柱二号	
						先宮ノ浦 川東		二〇〇五三番一		標柱三号及び四号	
								一八二番四		標柱五号	
								一八三番一		標柱六号及び七号	